

○継続割引 【期間：平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日】
(※平成 30 年 4 月 1 日から一部変更)

(1) 割引の対象 (前年度以前から継続して搬入がある場合。)

鉱さいを除く産業廃棄物及び一般廃棄物

(鉱さいは、鉱さい割引適用。建設発生土は対象外。)

(2) 割引の内容

規定量 (前年度搬入実績量の 80%) を超えて搬入された量に対して、過去からの継続搬入年数に応じて段階的に安い割引単価が適用され、5 年目以降で最大 30%割引相当の割引単価が適用されます。

なお、規定量以上の搬入実績がない場合には、継続年数は途切れます (※) の
ご注意ください。

(※) やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

(詳細は別添の運用基準をご覧ください。)

継続年数 ^(注)	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目以降
割引率	0%	15%	20%	25%	30%

(注) 継続年数：割引対象年度まで継続して規定量以上の搬入実績のある年度の数
(当該年度を含む。)

なお、平成 29 年度以前については、搬入実績があれば継続年数とみなします。

【計算方法】

処分料金 = 規定量 × 処分単価 (定価) + 超過量 × 継続割引単価

※ 規 定 量 : 前年度搬入実績量の 80% の量

超 過 量 : 当該年度に規定量を超過して搬入された量
(基点量超過割引が適用される量を除く。)

継続割引単価 : 処分単価 (定価) × (1 - 割引率 / 100) ※100 円未満切上げ